

令和6年高島市教育委員会
第3回定例会議事日程

日 時 令和6年3月21日(木)
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和6年第2回定例会会議録の承認
3. 令和6年第1回臨時会会議録の承認
4. 会議録署名委員の指名

委員 委員

5. 議事

- | | | |
|-------|-------|---------------------------------|
| 日程第1 | 議第12号 | 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について |
| 日程第2 | 議第13号 | 高島市社会教育委員の委嘱について |
| 日程第3 | 議第14号 | 高島市公民館運営審議会委員の委嘱について |
| 日程第4 | 議第15号 | 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について |
| 日程第5 | 議第16号 | 高島市スポーツ推進委員の委嘱について |
| 日程第6 | 議第17号 | 高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について |
| 日程第7 | 議第18号 | 高島市立学校の産業医の委嘱について |
| 日程第8 | 議第19号 | 令和6年度教育の重点(案)について |
| 日程第9 | 議第20号 | 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案 |
| 日程第10 | 議第21号 | 高島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案 |

日程第 1 1 議第 2 2 号 高島市教育委員会事務処理規程および高島市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令案

6. 報告

報告第 4 号 高島市有形文化財の指定について

報告第 5 号 令和 6 年 3 月高島市議会定例会一般質問の概要について

7. 今後の日程

- ・令和 6 年教育委員会第 2 回臨時会

日時：令和 6 年 3 月 2 8 日（木）午後 2 時 0 0 分

場所：高島市役所 新館 2 階 教育委員会室

- ・令和 6 年教育委員会第 4 回定例会（案）

日時：令和 6 年 4 月 2 4 日（水）午後 2 時 0 0 分

場所：高島市役所 新館 2 階 教育委員会室

令和6年第3回定例会座席表

高島市役所 新館2階 教育委員会室

教育長	1
教育委員	4
説明員	14
事務局	2
合計	21

高木 亜矢 教育委員	田邊 栄美子 教育委員	川島 浩之 教育長	川原林 正英 教育委員	橋本 悟史 教育委員
---------------	----------------	--------------	----------------	---------------

教育総務部長 木下 晃	教育総務部次長 教育総務課長 熊地 吉之	教育総務部 調整担当監 山本 純子	教育指導部長 饗庭 一弥	学校教育課長 岡部 陽造	学事施設課長 保木 等
----------------	----------------------------	-------------------------	-----------------	-----------------	----------------

社会教育課長 竹井 正人	文化財課長 小川 祥枝	市民スポーツ 課長 森本 正明	学校給食課長 川崎 弘	給食施設整備 課長 西川 久志	
-----------------	----------------	-----------------------	----------------	-----------------------	--

国スポ・障スポ 大会推進課長 野崎 良樹	図書館長 玉木 智恵	市民会館長 横井川 博之		教育総務課 主査 末綱 美都	教育総務課 主任 松岡 弘晃
----------------------------	---------------	-----------------	--	----------------------	----------------------

事務局

傍 聴 席

出入口

出入口

議第12号

高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項および高島市地域学校協働活動推進員設置要綱（平成29年高島市教育委員会告示第22号）第4条の規定に基づき、高島市地域学校協働活動推進員に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

氏名	担当中学校区	新任・再任
谷口 良一	マキノ中学校区	再任
岩本 忠晴	今津中学校区	再任
中川 亮子	朽木中学校区	新任
梅村 頼子	安曇川中学校区	再任
中川 富美江	安曇川中学校区	再任
大藤 耕平	湖西中学校区	再任
川島 美穂	湖西中学校区	再任

任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議第13号

高島市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市社会教育委員の委嘱について

高島市社会教育委員設置条例（平成17年高島市条例第118号）第2条第2項の規定に基づき、高島市社会教育委員に別紙の者を委嘱することにつき、議決を求める。

別紙

高島市社会教育委員

氏名	委員種別	新任・再任
下澤 眞喜子	学校教育の関係者	新任
大杉 千晶	学校教育の関係者	新任
岩松 充司	社会教育の関係者	新任
中川 知香	社会教育の関係者	再任
杉嶋 郁夫	社会教育の関係者	再任
俣野 吉治	社会教育の関係者	新任
尾中 千恵美	社会教育の関係者	新任
安原 翼	社会教育の関係者	再任
伊庭 郁夫	社会教育の関係者	再任
石田 容子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	新任
上田 洋平	学識経験のある者	再任

任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議第14号

高島市公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市公民館運営審議会委員の委嘱について

高島市立公民館の設置および管理に関する条例（平成17年高島市条例第120号）第6条第1項の規定に基づき、高島市公民館運営審議会委員に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

氏名	委員種別	新任・再任
江端 澄子	学校教育の関係者	新任
曾根 孝司	社会教育の関係者	新任
中川 和彦	学校教育の関係者	新任
奥村 純子	社会教育の関係者	新任
藤井 長紀	社会教育の関係者	再任
鎌田 一彦	学校教育の関係者	新任
竹原 篤	学校教育の関係者	再任
橋本 圭子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	再任
中村 眞奈美	社会教育の関係者	再任
馬場 ますみ	社会教育の関係者	新任
伊庭 郁夫	社会教育の関係者	再任
饗庭 信子	学校教育の関係者	新任

任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議第15号

高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

高島市立学校学校運営協議会設置規則（平成30年高島市教育委員会規則第1号）第2条の規定に基づき、次の者を高島市立学校学校運営協議会委員に任命することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

【小学校】

学校	氏 名	区分	委 員 種 別
マキノ東小	井 花 春 美	1号	対象学校の所在する地域の住民
	岩 松 将 史	1号	対象学校の所在する地域の住民
	谷 口 哲 也	1号	対象学校の所在する地域の住民
	古 本 美 由 紀	1号	対象学校の所在する地域の住民
	森 田 裕 之	1号	対象学校の所在する地域の住民
	磯 野 剛 志	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	川 田 直 昭	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	谷 口 良 一	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
マキノ西小	青 谷 寿 恵 廣	1号	対象学校の所在する地域の住民
	木 下 豊 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	久 保 田 義 弘	1号	対象学校の所在する地域の住民
	西 澤 健 治	1号	対象学校の所在する地域の住民
	野 崎 正 明	1号	対象学校の所在する地域の住民
	岡 田 尚 士	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	前 河 祐 香 里	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	谷 口 良 一	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
マキノ南小	岡 本 重 和	1号	対象学校の所在する地域の住民
	西 澤 律 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	峯 森 吉 晴	1号	対象学校の所在する地域の住民
	八 幡 由 佳	1号	対象学校の所在する地域の住民
	西 澤 喬 之	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	谷 口 良 一	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
今津東小	洲 寄 トモ子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	鳥 居 保 典	1号	対象学校の所在する地域の住民
	中 川 和 彦	1号	対象学校の所在する地域の住民
	吉 川 邦 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	藤 戸 陽 介	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	岩 本 忠 晴	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
今津北小	中 村 敏 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	古 谷 正 之	1号	対象学校の所在する地域の住民
	増 田 修 学	1号	対象学校の所在する地域の住民
	吉 里 昇	1号	対象学校の所在する地域の住民
	佐々木 善 宏	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	松 井 香 奈	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	岩 本 忠 晴	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員

学校	氏 名	区分	委 員 種 別
安曇小	井 保 早 苗	1号	対象学校の所在する地域の住民
	内 村 泰 雄	1号	対象学校の所在する地域の住民
	清 水 喜 久 男	1号	対象学校の所在する地域の住民
	多 胡 重 孝	1号	対象学校の所在する地域の住民
	多 胡 章 子	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	南 場 紗 緒 里	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	村 田 ら な	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	梅 村 頼 子	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	中 川 富 美 江	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
青柳小	小 島 睦	1号	対象学校の所在する地域の住民
	志 村 洋	1号	対象学校の所在する地域の住民
	白 井 恭 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	藤 野 有 加	1号	対象学校の所在する地域の住民
	湊 田 常 博	1号	対象学校の所在する地域の住民
	佐々木 真子	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	梅 村 頼 子	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	中 川 富 美 江	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
本庄小	青 井 新 哉	1号	対象学校の所在する地域の住民
	齊 藤 衣 代	1号	対象学校の所在する地域の住民
	堅 田 全 宏	1号	対象学校の所在する地域の住民
	鈴 木 正 人	1号	対象学校の所在する地域の住民
	竹 原 篤	1号	対象学校の所在する地域の住民
	早 藤 章 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	三 上 育 子	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	梅 村 頼 子	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	中 川 富 美 江	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	松 田 光 弘	5号	その他教育委員会が必要と認める者
高島小	大 杉 千 晶	1号	対象学校の所在する地域の住民
	仁 賀 和 彦	1号	対象学校の所在する地域の住民
	三 矢 艶 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	南 寄 利 典	1号	対象学校の所在する地域の住民
	山 口 償 生	1号	対象学校の所在する地域の住民
	奥 村 健 太	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	中 村 眞 奈 美	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員

学校	氏 名	区分	委 員 種 別
新旭南小	井 上 恵 美	1 号	対象学校の所在する地域の住民
	川 那 邊 章	1 号	対象学校の所在する地域の住民
	栞 原 和 恵	1 号	対象学校の所在する地域の住民
	小 林 正 則	1 号	対象学校の所在する地域の住民
	清 水 猛	1 号	対象学校の所在する地域の住民
	橋 本 妙 子	1 号	対象学校の所在する地域の住民
	八 田 忍	1 号	対象学校の所在する地域の住民
	平 樂 康 男	1 号	対象学校の所在する地域の住民
	上 原 なぎさ	2 号	対象学校の児童生徒の保護者
	中 村 光 佑	2 号	対象学校の児童生徒の保護者
	平 岡 亜 希	2 号	対象学校の児童生徒の保護者
	川 島 美 穂	3 号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	大 藤 耕 平	3 号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	新旭北小	伊 庭 郁 夫	1 号
富 田 安 計		1 号	対象学校の所在する地域の住民
中 村 出		1 号	対象学校の所在する地域の住民
本 田 一 枝		1 号	対象学校の所在する地域の住民
森 田 一 男		1 号	対象学校の所在する地域の住民
山 本 恵 子		1 号	対象学校の所在する地域の住民
石 本 敦 士		2 号	対象学校の児童生徒の保護者
川 島 美 穂		3 号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
大 藤 耕 平		3 号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員

任期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

【中学校】

学校	氏 名	区分	委 員 種 別
マキノ中	青 谷 光 恵	1号	対象学校の所在する地域の住民
	青 谷 ゆう子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	小 川 祥 枝	1号	対象学校の所在する地域の住民
	河 野 至 宏	1号	対象学校の所在する地域の住民
	出 口 健	1号	対象学校の所在する地域の住民
	中 川 泰 夫	1号	対象学校の所在する地域の住民
	野 崎 源 守	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	谷 口 良 一	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
今津中	井 上 佳 郎	1号	対象学校の所在する地域の住民
	高 木 貴 弘	1号	対象学校の所在する地域の住民
	野 下 弘	1号	対象学校の所在する地域の住民
	橋 爪 健 司	1号	対象学校の所在する地域の住民
	森 山 敦 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	岩 本 忠 晴	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
朽木中学校区	上 山 基 継	1号	対象学校の所在する地域の住民
	駒 井 佐 和 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	西 川 明 夫	1号	対象学校の所在する地域の住民
	藤 澤 悟	1号	対象学校の所在する地域の住民
	若 林 美 幸	1号	対象学校の所在する地域の住民
	加 藤 みゆき	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	藤 村 治 文	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	本 村 香 澄	2号	対象学校の児童生徒の保護者
中 川 亮 子	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員	
安曇川中	入 江 克 之	1号	対象学校の所在する地域の住民
	梅 村 久 美	1号	対象学校の所在する地域の住民
	駒 井 雅 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	澤 和 記	1号	対象学校の所在する地域の住民
	谷 口 まゆみ	1号	対象学校の所在する地域の住民
	西 川 直 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	秋 田 文 里	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	梅 村 頼 子	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	中 川 富美江	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	武 田 基 裕	5号	その他教育委員会が必要と認める者

学校	氏 名	区分	委 員 種 別
高島中	上 野 眞	1号	対象学校の所在する地域の住民
	澤 村 茂 美	1号	対象学校の所在する地域の住民
	白 井 洋 子	1号	対象学校の所在する地域の住民
	田 中 孝 夫	1号	対象学校の所在する地域の住民
	横 田 久 夫	1号	対象学校の所在する地域の住民
	山 田 恵 理 子	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	中 村 眞 奈 美	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
湖西中	清 水 司 詞	1号	対象学校の所在する地域の住民
	高 橋 敏 枝	1号	対象学校の所在する地域の住民
	西 村 一 真	1号	対象学校の所在する地域の住民
	服 部 哲 也	1号	対象学校の所在する地域の住民
	加 藤 智 彦	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	岸 本 広 樹	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	清 水 潤 平	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	戸 上 恵 理 子	2号	対象学校の児童生徒の保護者
	川 島 美 穂	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員
	大 藤 耕 平	3号	対象地域を担当する地域学校協働活動推進員

任期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議第16号

高島市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づき、高島市スポーツ推進委員に次の者を委嘱することについて、議決を求める。

記

別紙のとおり

別紙

高島市スポーツ推進委員

	氏名	経験種目、所属等	新任・再任
1	饗庭 一弥	ソフトテニス 新旭地域スポーツ振興会理事	再任
2	青木 登	柔道 安曇川柔道スポーツ少年団指導者	再任
3	足立 久美子	バレーボール 新旭地域スポーツ振興会理事	再任
4	池田 武蔵	サッカー、水泳、剣道 日本サッカー協会公認キッズリーダー 日本サッカー協会公認審判員（3級）	再任
5	伊崎 一朗	卓球 今津地域スポーツ振興会理事	再任
6	井上 幸子	バレーボール	再任
7	井花 春美	体操 高島市スポーツ協会副会長 健康運動指導士	再任
8	井保 竜也	スキー 新旭地域スポーツ振興会理事 高島市スポーツ少年団副本部長	再任
9	上原 忍	スキー、バレーボール 朽木地域スポーツ振興会会長	再任
10	梅村 晶子	バレーボール 湖西ママさんバレーボール連盟理事	再任
11	小川 英昭	陸上競技、ゴルフ、バスケットボール	再任
12	大鉢 均	バレーボール 新旭地域スポーツ振興会会長	再任
13	梶谷 明美	バドミントン 高島市バドミントン協会副会長	再任
14	河合 広雄	サッカー、ゴルフ 朽木地域スポーツ振興会理事	再任
15	川口 めぐみ	陸上競技、バレーボール 新旭地域スポーツ振興会理事	再任
16	川越 秀樹	バレーボール	再任
17	河原田 豊則	野球、バレーボール 今津地域スポーツ振興会理事	再任
18	岸本 泰子	バレーボール 朽木地域スポーツ振興会理事 朽木スポーツ少年団指導者	再任

	氏名	経験種目、所属等	新任・再任
19	木津 紘子	バレーボール 高島地域スポーツ振興会理事	再任
20	木下 知美	マラソン	新任
21	木下 美里	陸上競技・スキー	新任
22	澤 悦弘	テニス 高島地域スポーツ振興会理事	再任
23	清水 英和	野球	再任
24	清水 佳治	野球、ソフトテニス 新旭地域スポーツ振興会理事	再任
25	添田 将智	バレーボール	再任
26	武田 基裕	スキー 全日本スキー連盟指導員 ラジオ体操2級指導士 朽木地域スポーツ振興会理事	再任
27	田中 孝夫	ソフトボール、ノルディックウォーキング 高島地域スポーツ振興会理事	再任
28	田邊 栄美子	バレーボール 安曇川地域スポーツ振興会理事	再任
29	堤 千賀子	バレーボール 高島地域スポーツ振興会理事	再任
30	寺井 治幸	サッカー マキノサッカースポーツ少年団指導者	再任
31	中村 真由美	バレーボール	再任
32	堀居 真帆	陸上競技	新任
33	前川 紀子	ピラティス	再任
34	山本 渉	剣道 今津地域スポーツ振興会理事	再任
35	吉村 光弘	マラソン、野球、ラグビー 高島地域スポーツ振興会理事	再任

任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

議第17号

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和6年3月21日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定に基づき、高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

別紙

学校医、学校歯科医および学校薬剤師

	学校医（内科）	所属等	担当校
1	河原 敦	マキノ病院	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校およびマキノ中学校
2	前田 昌彦	あいりんクリニック	今津北小学校
3	岡田 清春	おかだ小児科医院	今津東小学校
4	藤井 恒夫	藤井医院	今津中学校
5	前川 源司	前川クリニック	今津東小学校および今津中学校
6	岸本 景子	ピュアクリニック	今津東小学校および今津中学校
7	宮本 昌子	みやもと整形外科クリニック	朽木東小学校、朽木西小学校および朽木中学校
8	東 正久	東医院	青柳小学校
9	小泉 聡	小泉クリニック	安曇小学校および安曇川中学校
10	多胡 博雄	多胡クリニック	安曇小学校、本庄小学校および安曇川中学校
11	氷室 実	氷室内科医院	安曇川中学校
12	小篠 一彦	おざさ医院	高島小学校および高島中学校
13	片岡 謙	片岡クリニック	新旭南小学校および湖西中学校
14	納富 隆	湖西クリニック	新旭南小学校および湖西中学校
15	澤村 五茂	澤村クリニック	新旭北小学校
16	本多 朋仁	本多医院	新旭北小学校

	学校医（耳鼻科）	所属等	担当校
1	山内 一浩	山内耳鼻いんこう科	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、マキノ中学校、今津東小学校、今津北小学校、今津中学校、朽木東小学校、朽木西小学校、朽木中学校、安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校、安曇川中学校、高島小学校、高島中学校、新旭南小学校、新旭北小学校および湖西中学校

	学校医（眼科）	所属等	担当校
1	中西 紀典	中西眼科医院	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、マキノ中学校、今津東小学校、今津北小学校、今津中学校、朽木東小学校、朽木西小学校および朽木中学校
2	晴山 正志	はれやま眼科	安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校および安曇川中学校
3	安原 徹	やすはら眼科クリニック	高島小学校、高島中学校、新旭南小学校、新旭北小学校および湖西中学校

	学校歯科医	所属等	担当校
1	撰 能理子	林歯科医院	マキノ西小学校およびマキノ中学校
2	藤本 篤	藤本歯科医院	マキノ東小学校
3	桜井 敬丈	桜井歯科医院	マキノ南小学校
4	堀井 長幸	堀井歯科医院	今津北小学校および今津中学校
5	前川 幹男	前川歯科医院	今津東小学校および今津中学校
6	原田 直一	原田歯科医院	今津東小学校および今津中学校
7	大山 恒徳	おおやま歯科クリニック	安曇小学校および安曇川中学校
8	中野 公	なかの歯科	安曇川中学校
9	安原 善蔵	安原歯科医院	本庄小学校
10	山本 修	山本歯科医院	朽木西小学校、安曇小学校および安曇川中学校
11	横木 薫	横木歯科医院	青柳小学校
12	足立 剛	あだち歯科クリニック	朽木東小学校および朽木中学校
13	角谷 慶範	かくたに歯科クリニック	高島小学校
14	安原 善樹	安原歯科医院	高島中学校
15	野上 昌義	野上歯科医院	新旭北小学校
16	藤本 洋子	藤本歯科医院	湖西中学校
17	松田 直哉	まつだ内科・歯科クリニック	新旭南小学校

	学校薬剤師	所属等	担当校
1	瀧 江都子	共創未来高島薬局	マキノ東小学校およびマキノ西小学校
2	田村 秀明	調剤薬局マリーン マキノ病院前店	マキノ南小学校およびマキノ中学校
3	林 真吾	りんご薬局	今津東小学校
4	岡尾 弘美	たんぼぼ薬局 高島店	今津北小学校
5	沖津 敏子	フタバ薬局 新旭店	今津中学校
6	上村 るり子	ケーエーシー薬局	朽木東小学校および朽木中学校
7	宮川 仁紀	たかひげ調剤薬局	朽木西小学校
8	保井 洋平	高島市薬剤師会	安曇小学校および安曇川中学校
9	戸井 恵子	ルックドイ薬局 安曇川店	青柳小学校
10	岡田 慎也	ユタカ薬局安曇川	本庄小学校
11	手柴 順子	高島市薬剤師会	高島小学校および高島中学校
12	藤原 栄子	ひかり薬局	新旭南小学校
13	山川 邦之	とうじゅ薬局	新旭北小学校
14	垣本 修吾	みつばち調剤薬局	湖西中学校

任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議第18号

高島市立学校の産業医の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市立学校の産業医の委嘱について

高島市立学校に職員の健康管理等を行う医師として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第2項に規定する産業医を置くものとし、次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

氏 名	所 属 等	備 考
本多 朋仁	本多医院	マキノ東小学校ほか12小学校 マキノ中学校ほか5中学校

任期：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議第19号

令和6年度教育の重点（案）について

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

令和6年度教育の重点（案）について

第2期高島市教育大綱（令和3年3月策定）の効果的な推進を図るため、令和6年度における重点的な取り組みをまとめた「令和6年度教育の重点」を別紙のとおり作成することにつき、議決を求める。

(案)

高島の志の教育

令和6年度教育の重点



国スポ・障スポ啓発イベント(開催700日前)



学校給食の様子(高島デー)



市民大学たかしまアカデミー(オープン講座)



地域学校協働活動(神社の清掃活動)

高島市教育委員会

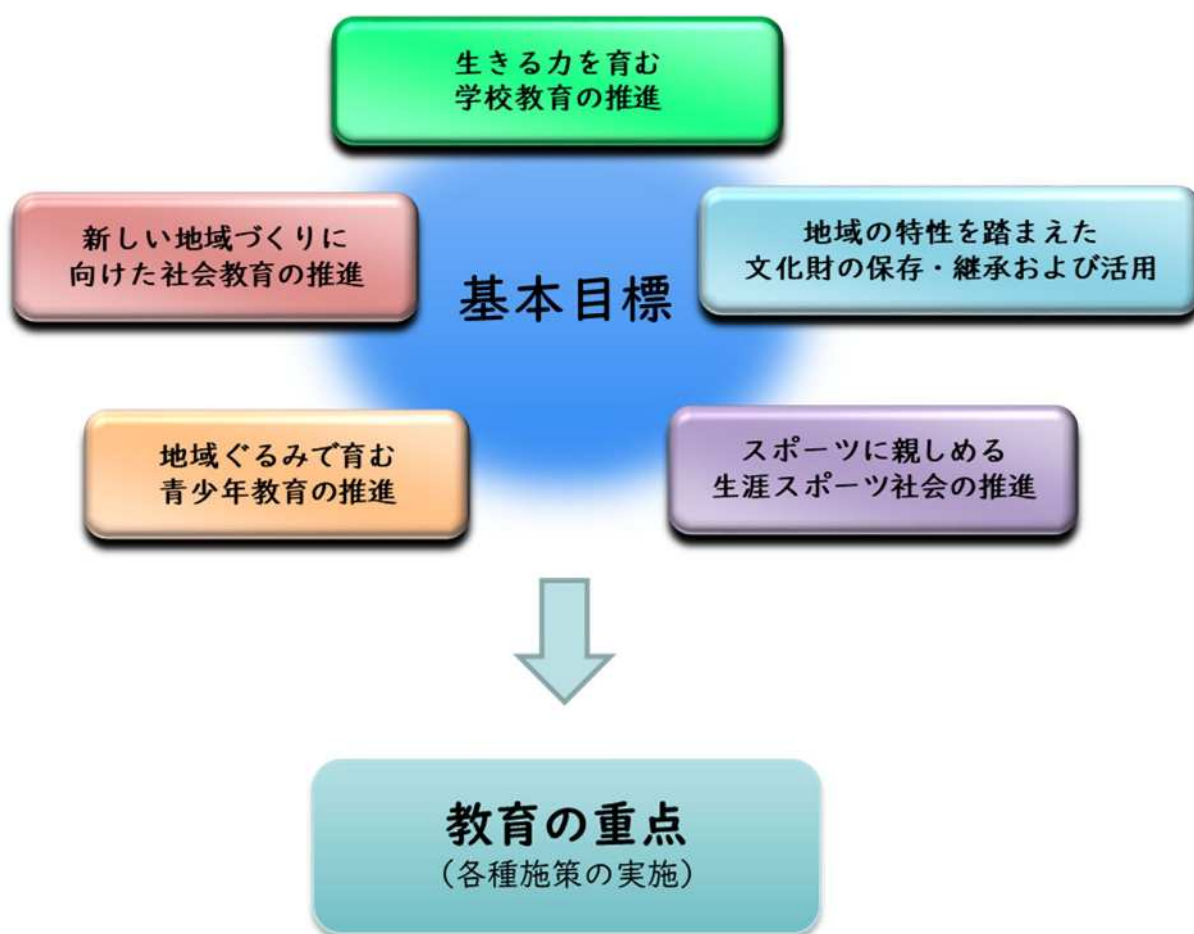
目 次

高島の志の教育（教育の重点）について	1
目標1 生きる力を育む学校教育の推進	2
目標2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進	4
目標3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進	5
目標4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用	6
目標5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進	7

高島の志の教育（教育の重点）について

令和3年3月策定の「第2期高島市教育大綱*」の効果的な推進を図るため、令和6年度において重点的に取り組む事項を「高島の志の教育 令和6年度教育の重点」にまとめ、取り組みを進めます。

第2期高島市教育大綱（「高島の志の教育」の推進）



※ 第2期高島市教育大綱（計画期間：令和3年度～令和7年度）では、「市民一人ひとりが高い志をもち、生涯にわたって学び、学んだことを人々のため、社会のために役立てようと行動するひとを育てる『高島の志の教育』の推進」を基本方針としています。

目標Ⅰ 生きる力を育む学校教育の推進

すべての子どもが夢と希望をもち、健やかに育つよう、地域と一体となって、生きる力を育む学校教育を進めます。

1. 小中一貫教育を中核に据えた系統的・継続的な指導

(1) 小中一貫教育の充実

小中学校9年間を見据えた系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行い、「自ら考え、判断し、行動する力」を育てます。

- ① 小中教員による共同授業研究会の実施
- ② 小学校での一部教科担任制の実施
- ③ 協働的な学習集団づくりの推進



異学年交流

(2) 外国語教育の充実

言語習得段階を踏まえた外国語教育を推進し、外国語に対する興味関心を高め、コミュニケーション能力を育成します。

(3) 道徳教育の推進

自らの考えを広げ深めるため、対話的な学びを通して、自他を認め合い、よりよく生きていこうとする心情を養います。



道徳「対話的な学び」

2. 学校におけるICTを活用した学び方の改革

(1) ICTを活用した学びの充実

1人1台端末の効果的な活用により、学び方を改革し、「個別最適な学び」と「協働した探究的な学び」の充実を図ります。

- ① 情報活用能力の育成
- ② 遠隔・オンライン教育の推進
- ③ プログラミング教育の推進
- ④ 最適な教育ソフトの導入に向けた調査研究



タブレット端末を活用した学び

(2) 教職員の指導力の向上

教職員のニーズに応じた市教育委員会主催のICT活用研修の実施や、校内研究・校内研修の推進により、ICTを活用した授業力の向上を図ります。



教職員ICT活用実践交流会

(3) ICT環境の整備

ICT機器の適切な維持管理とサポート体制による安定的な運用を図るとともに、安心して学びに利用することができるよう、情報セキュリティの確保に努めます。

3. 系統的・継続的なキャリア教育の推進

地域に愛着をもち、地域に貢献しようとする人を育てるため、高島の豊かな自然環境や文化に触れる体験活動を重視するとともに、未来を切り拓く力が身に付くよう、系統的・継続的なキャリア教育を推進します。

- ① 豊かな自然を生かした体験活動
- ② 郷土の風土や歴史を学ぶ学習会
- ③ 職場体験学習とマナー講座の開催
- ④ 先輩や地域で活躍する大人との対話
- ⑤ キャリア・パスポートの活用



地元企業での職場体験

4. いじめ等の未然防止

「高島市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域、関係者、専門機関が連携を深め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを推進します。

- ① 高島市いじめ問題対策委員会の開催
- ② 教職員を対象とした研修会等の開催
- ③ スクールソーシャルワーカー等の専門家の小中学校への派遣

【学校における取り組み】

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく未然防止の取り組みの推進
- ② いじめ防止対策委員会の開催
- ③ 命を大切にする講演会の開催
- ④ 児童会や生徒会が主催するいじめ防止活動の推進



情報モラル・防犯教室

5. 学校給食を通じた食育の推進

(1) 地産地消の推進

高島産の新鮮で安全な食材の安定的な確保に努め、地域の食文化や季節の食材を取り入れた献立の充実を図ります。

- ① 地元農家等との連携による地場産野菜の安定的な確保
- ② 「高島デー（地場産物や郷土料理等高島にゆかりのある献立）」や「もりもり高島っ子（食育の日）」の実施

(2) 食に関する正しい理解と望ましい食習慣の育成

栄養バランスのとれた給食を提供し、栄養教諭を中心に食に関する正しい理解と望ましい食習慣の定着を図るとともに、食への感謝の気持ちを育みます。

(3) 学校給食費の完全無償化

「どこよりも子育て支援の充実したまちづくり」を目指し、引き続き、学校給食費を無償にして保護者の経済的な負担を軽減します。



給食配膳の様子(小学3年生)

目標2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進

社会の変化や地域課題に応じた学びを通して、ひとづくりに努めるとともに、その学習成果を生かし、持続可能な新しい地域づくりにつなげます。

1. 家庭・学校・地域が連携した教育の推進

家庭・学校・地域が「めざす子ども像」を共有し、学校運営協議会の活性化と地域学校協働活動の充実を図るとともに、家庭・学校・地域が一体となった教育を推進します。

- ① 学校・地域連携カリキュラムを活用した、子どもの学びを支える協働活動の充実
- ② 地域住民や関係団体によるネットワークの構築
- ③ 家庭教育の推進



いきいき連携事業「餅つき体験」

2. 生涯にわたる学びの充実と地域文化の振興

幅広い世代にわたる学習機会の充実を図るとともに、その成果を地域社会に生かすことができる環境づくりを目指します。

また、市民が心豊かに生きることができるよう文化芸術活動の充実を図るとともに、人権意識を高めるため、人権教育の普及・啓発に努めます。

- ① 「市民大学たかしまアカデミー」の運営、公民館講座・教室の開催
- ② 市美術展の開催など芸術文化活動の振興
- ③ 人権教育の推進



公民館教室
「つかし先生の工作教室」



市民大学たかしまアカデミー
グループワーク



高島市美術展覧会

3. 読書活動の推進

(1) 充実した図書館づくり

6つの図書館（室）が連携し、市民の生活課題の解決や生きがいづくりに役立つよう多様な情報を提供します。

また、おはなし会等の読書振興事業を通して図書館の利用促進に努めます。

- ① おはなし会の開催
- ② 訪問貸出、ブックトーク
- ③ 安曇川図書館屋根外壁の改修

(2) 絵本による子育て支援の推進

絵本を通して、よりよい親子関係を築き、心豊かな子どもを育てることを目的に、4か月児と1歳8か月児を対象にブックスタートを実施します。



ブックトーク



ブックスタートの
プレゼント絵本

うちどく

(3) 家読の推進

「高島市子ども読書活動推進計画（第3次計画）」に基づき、子どもの発達段階に応じた「家読（うちどく）※」の啓発や、小中学校と連携し、家庭での読書活動の推進に努めます。また、令和6年度が最終年度となる第3次高島市子ども読書活動推進計画の第4次計画を策定します。

※家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒体として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す取り組み。

4. 市民の参画と協働による文化振興

市内文化ホール3館の特性を生かし、市民が優れた文化や芸術に触れることができるホール事業や企画展を実施します。

市民やホールサポーターからの提案事業や市内の芸術文化関係団体や小中学校との協働による取り組みを推進します。

- ① 市制20周年記念事業 高島市市民劇の開催
- ② 地元現代美術作家展「ニュー・ロケーション」の開催
- ③ ホールサポーター講座「ぶんげいアカデミー」の開催



高島市市民劇



地元現代美術作家展



ホールサポーター講座

目標3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進

自然体験や社会体験を通して、豊かな心と社会性を身に付けた行動力あふれる青少年を地域全体で育成します。

1. 社会性を身に付けた行動力ある青少年の育成

地域の大人との交流や豊かな地域資源を活用した体験活動を通して、未来を担う子どもの豊かな学びと成長を支援します。

また、若い世代が社会的責任の自覚をもち、地域に関心をもつ機会となるよう、二十歳のつどいを開催します。

- ① 青少年の地域交流や自然体験活動の支援(よえもん道場等)
- ② 青少年団体への支援
- ③ 二十歳のつどいの開催



能登キャンプ(よえもん道場)

目標 4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用

地域の多彩な文化財を保存し、継承するとともに、その魅力の発信・活用を進めます。

1. 文化財の調査

古文書等の未指定文化財の調査や開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査等を実施し、歴史的な価値を明らかにするとともに、資料の整理を継続的に行い、適切に管理します。

- ① 歴史資料（古文書等）確認調査および整理
- ② 埋蔵文化財発掘調査および整理、台帳作成

2. 文化財の保存、継承

指定文化財の維持管理や保存修理にかかる所有者等への支援を行い、後世に継承します。

また、重要文化的景観3地域のまちづくり協議会が行う保護継承のための取り組みを支援します。

- ① マキノ資料館の収蔵庫改修および資料移設管理
- ② 白鬚神社本殿屋根修理事業
- ③ 重要文化的景観地域のまちづくり協議会の活動支援



白鬚神社

3. 文化財の魅力の発信、活用

文化財の存在や価値等を広く情報発信するとともに、地域の誇りである文化財を学び、活用につながる取り組みを進めます。

また、「高島市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財所有者、行政、市民が協働で文化財の保存活用の推進に取り組みます。

- ① 中江藤樹記念館の改修および展示企画
- ② 大溝陣屋総門の指定管理者による運営と活用
- ③ 「高島市文化財保存活用地域協議会」による文化財の保存活用



大溝陣屋総門



地域協議会による講演会

目標5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進

「高島で、だれもが・いつでも・気軽に」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

1. 生涯スポーツの推進

「第2期高島市スポーツ推進計画」を着実に実施し、関係団体と連携した中で、スポーツによる健康づくりを推進します。

- ① 運動機会の提供
- ② スポーツを支える担い手の支援
- ③ ライフステージに応じたスポーツの推進
- ④ 競技スポーツの振興



現役プロ野球選手による野球教室
(今津スタジアム)

2. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会への取り組み

2025年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に向けて、競技会運営能力の向上と市民の気運醸成を図るため、リハーサル大会を開催するとともに、大会の気運が高まるよう啓発イベントを開催します。

- ① 開催競技のリハーサル大会の開催
- ② 開催競技体験会等の啓発イベントの開催



ウエイトリフティング競技
(鹿児島国体)

3. スポーツ施設の利用環境の向上

安全性の確保と利用環境の充実を図るため、各施設の利用状況や市民ニーズなどを考慮しながら、経年劣化等に伴う社会体育施設の維持補修を行います。

- ① 中核拠点となる施設の再整備
- ② 公共施設予約システムの導入
- ③ スポーツツーリズムの推進



リニューアル式典
(高島B&G海洋センター)



令和6年4月発行

編集 高島市教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課

〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

TEL: 0740(25)8558 FAX: 0740(25)8145

ホームページ: <http://www.city.takashima.lg.jp>

議第 20 号

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 21 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
高島市教育委員会事務局組織規則（平成 18 年教育委員会規則第 3 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

部	課、室等
教育総務部	教育総務課
	社会教育課
	地域教育連携室
	文化財課
	市民スポーツ課
	国スポ・障スポ大会推進課
	図書館
	高島市民会館（文化ホール）

」を

「

部	課、室等
教育総務部	教育総務課
	社会教育課
	地域教育連携室
	文化財課
	図書館
	文化ホール
スポーツ振興部	市民スポーツ課
	国スポ・障スポ大会推進課

」に

改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

高島市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
部	課、室等	部	課、室等
教育総務部	教育総務課	教育総務部	教育総務課
	社会教育課		社会教育課
	地域教育連携室		地域教育連携室
	文化財課		文化財課
	市民スポーツ課		図書館
	国スポ・障スポ大会推進課		文化ホール
	図書館		
	高島市民会館（文化ホール）		
教育指導部	学校教育課	スポーツ振興部	市民スポーツ課
	学事施設課		国スポ・障スポ大会推進課
	教育相談・課題対応室	教育指導部	学校教育課
	教育研究所		学事施設課
	学校給食課		教育相談・課題対応室
	給食施設整備課		教育研究所
	学校給食センター（学校給食共同調理場）		学校給食課
			給食施設整備課
	学校給食センター（学校給食共同調理場）		

議第 2 1 号

高島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

高島市教育委員会公印規則（平成 2 6 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中、

「

高島市高島歴史民俗資料館長印	24	26	隸書	方18	1	一般事務用	歴史民俗資料館長
マキノ資料館長印	25	27	隸書	方18	1	一般事務用	マキノ資料館長
朽木資料館長印	26	28	隸書	方18	1	一般事務用	朽木資料館長

」を

「

削除	24						
マキノ資料館長印	25	27	隸書	方18	1	一般事務用	マキノ資料館長
削除	26						

」に、

「

削除	70						
----	----	--	--	--	--	--	--

」を

「

削除	70						
スポーツ振興部長印	71	92	隸書	方18	1	一般事務用	教育総務課長

」に

改める。

別表第2中、

「

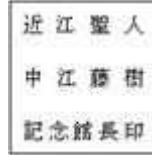
21



22



23



24



25



26



27



28

削除

29



30



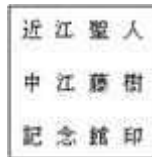
」を

「

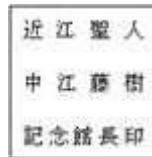
21



22



23



24

削除

25



26

削除

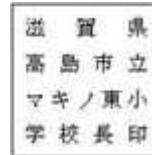
27



28

削除

29



30



」に、

「

66



67

削除

68

削除

69

削除

70

削除

」を

「

66



67

削除

68

削除

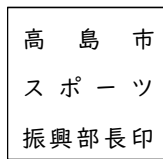
69

削除

70

削除

71



」に

改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

高島市教育委員会公印規則 新旧対照表

現 行								改 正 案							
別表第1								別表第1							
名称	ひな 形番 号	公印 番号	書体	寸法 (m m)	個数	用途	保管者	名称	ひな 形番 号	公印 番号	書体	寸法 (m m)	個数	用途	保管者
(省略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省略)	(省略)
<u>高島市高島歴史民俗資料館長印</u>	<u>24</u>	<u>26</u>	<u>隸書</u>	<u>方18</u>	<u>1</u>	<u>一般事務用</u>	<u>歴史民俗資料館長</u>	<u>削除</u>	<u>24</u>						
マキノ資料館長印	25	27	隸書	方18	1	一般事務用	マキノ資料館長	マキノ資料館長印	25	27	隸書	方18	1	一般事務用	マキノ資料館長
<u>朽木資料館長印</u>	<u>26</u>	<u>28</u>	<u>隸書</u>	<u>方18</u>	<u>1</u>	<u>一般事務用</u>	<u>朽木資料館長</u>	<u>削除</u>	<u>26</u>						
(省略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省略)	(省略)
削除	70							削除	70						
								<u>スポーツ振興部長印</u>	<u>71</u>	<u>92</u>	<u>隸書</u>	<u>方18</u>	<u>1</u>	<u>一般事務用</u>	<u>教育総務課長</u>

別表第2

省略

21	22	23	24	25
高島市ガ リバーホ ール館長印	近江聖人 中江藤樹 記念館印	近江聖人 中江藤樹 記念館長印	高島市 高島歴史 民俗資料 館長印	マキノ 資料館 長印
26	27	28	29	30
朽木 資料館 長印	高島市立 教育研究 所長印	削除	滋賀県 高島市立 マキノ東小 学校長印	滋賀県 高島市立 マキノ東 小学校印

省略

66	67	68	69	70
滋賀県 高島市立 湖西中 学校印	削除	削除	削除	削除

別表第2

省略

21	22	23	24	25
高島市ガ リバーホ ール館長印	近江聖人 中江藤樹 記念館印	近江聖人 中江藤樹 記念館長印	削除	マキノ 資料館 長印
26	27	28	29	30
削除	高島市立 教育研究 所長印	削除	滋賀県 高島市立 マキノ東小 学校長印	滋賀県 高島市立 マキノ東 小学校印

省略

66	67	68	69	70
滋賀県 高島市立 湖西中 学校印	削除	削除	削除	削除
71				
高島市 スポーツ 振興部長印				

議第 2 2 号

高島市教育委員会事務処理規程および高島市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市教育委員会事務処理規程および高島市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

(高島市教育委員会事務処理規程の一部改正)

第 1 条 高島市教育委員会事務処理規程(平成 1 7 年教育委員会訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項および同条第 2 項中「教育総務部長および教育指導部長」を「教育総務部長、教育指導部長およびスポーツ振興部長」に改め、同条第 2 項中「主席教育次長」を「次長」に改め、同条第 3 項中「教育総務部長および教育指導部長および主席教育次長」を「教育総務部長、教育指導部長、スポーツ振興部長および次長」に改める。

第 4 条第 1 項中「教育総務部長および教育指導部長」を「教育総務部長、教育指導部長およびスポーツ振興部長」に改め、同項中「主席教育次長」を「次長」に改める。

(高島市教育委員会教育長職務代理者の事務委任に関する規程の一部改正)

第 2 条 高島市教育委員会教育長職務代理者の事務委任に関する規程(平成 2 9 年教育委員会訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「教育総務部長および教育指導部長」を「教育総務部長、教育指導部長およびスポーツ振興部長」に改める。

付 則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

高島市教育委員会事務処理規程 新旧対照表

現 行	改 正 案
(省略)	(省略)
(代決)	(代決)
<p>第3条 教育長が不在のときは、<u>教育総務部長</u>および<u>教育指導部長</u>がその事務を代決する。</p> <p>2 教育長および<u>教育総務部長</u>および<u>教育指導部長</u>がともに不在のときは、<u>主席教育次長</u>がその事務を代決する。</p> <p>3 教育長、<u>教育総務部長</u>および<u>教育指導部長</u>および<u>主席教育次長</u>がともに不在のときは、教育総務課長がその事務を代決する。</p> <p>第4条 <u>教育総務部長</u>および<u>教育指導部長</u>が不在のときは、<u>主席教育次長</u>がその事務を代決する。</p> <p>2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。</p>	<p>第3条 教育長が不在のときは、<u>教育総務部長</u>、<u>教育指導部長</u>および<u>スポーツ振興部長</u>がその事務を代決する。</p> <p>2 教育長および<u>教育総務部長</u>、<u>教育指導部長</u>および<u>スポーツ振興部長</u>がともに不在のときは、<u>次長</u>がその事務を代決する。</p> <p>3 教育長、<u>教育総務部長</u>、<u>教育指導部長</u>、<u>スポーツ振興部長</u>および<u>次長</u>がともに不在のときは、教育総務課長がその事務を代決する。</p> <p>第4条 <u>教育総務部長</u>、<u>教育指導部長</u>および<u>スポーツ振興部長</u>が不在のときは、<u>次長</u>がその事務を代決する。</p> <p>2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。</p>
(省略)	(省略)

高島市教育委員会教育長職務代理者の事務委任に関する規程

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(省略)</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 職務代理者は、法第25条第4項の規定に基づき、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則(平成17年高島市教育委員会規則第6号)第2条の規定により教育長に委任された事務の範囲において、<u>教育総務部長および教育指導部長</u>に事務を委任することができる。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 職務代理者は、法第25条第4項の規定に基づき、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則(平成17年高島市教育委員会規則第6号)第2条の規定により教育長に委任された事務の範囲において、<u>教育総務部長、教育指導部長およびスポーツ振興部長</u>に事務を委任することができる。</p> <p>(省略)</p>

報告第4号

高島市有形文化財の指定について

高島市文化財保護条例（平成17年高島市教育委員会条例第141号）第4条の規定に基づき、下記の物件を高島市有形文化財に指定したので報告する。

令和6年3月21日

高島市教育委員会
教育長 川島 浩之

記

種類	名称	所在地	備考
有形文化財 (絵画)	絹本著色仏涅槃図 1幅 付 関係資料 23点	高島市マキノ町蛭口 260 番地 マキノ資料館	

(概 要)

絹本著色仏涅槃図

1 名称

絹本著色仏涅槃図 1幅 付 関係資料 23点

2 所在地

高島市マキノ町蛭口260番地 マキノ資料館

3 所有者氏名または名称および住所

高島市

高島市新旭町北畑565番地

4 作成年代

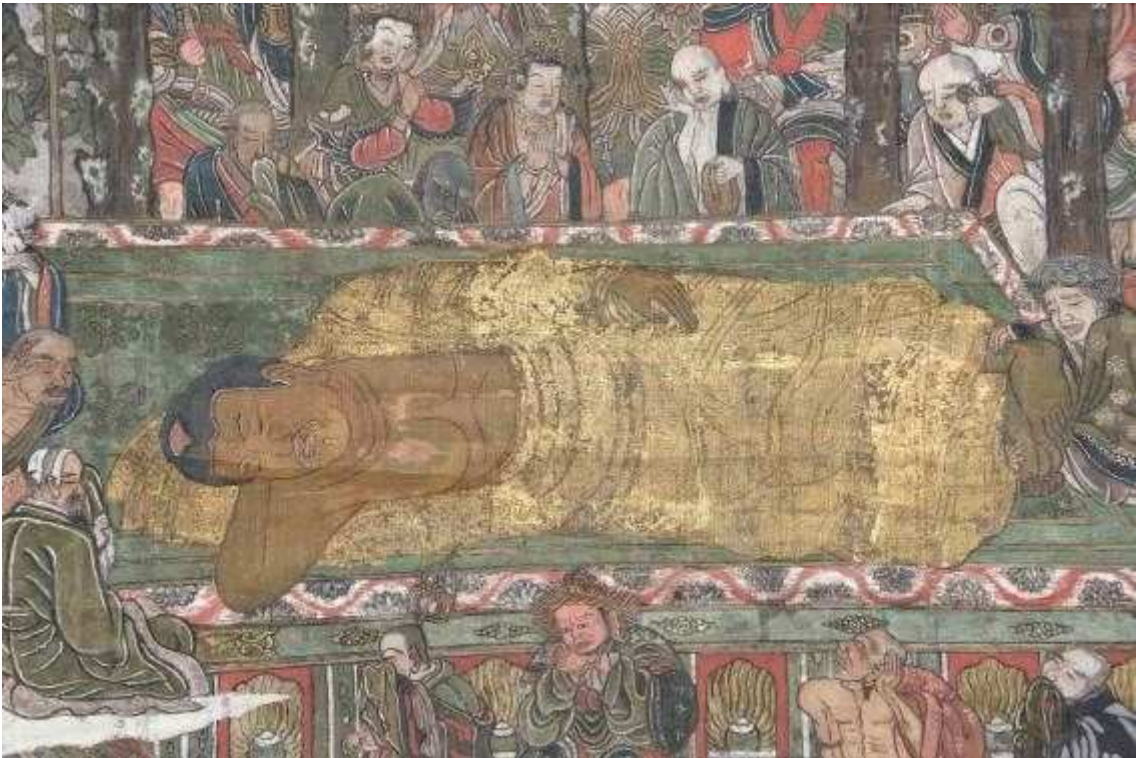
室町時代（16世紀）

5 概要

法量：縦168.1cm、横119.0cm

安曇川町青柳（旧東万木村）にあった神宮寺の涅槃図と伝わる。『高島郡誌』によると、この涅槃図は黄檗山の僧が神宮寺に寄付したもので、明治元年（1868）の神仏分離で神宮寺が廃寺となると、涅槃図は中江・西川両姓17人の頭衆（世話方）仲間の持ち廻りとなり、毎年3月15日に当番宅で涅槃会が行われた。

市内に多く残る涅槃図とはやや異なる画風を持ち、画面中央に横たわる釈迦の周囲に、通常描かれる仏弟子や菩薩に加え、入滅を悲しむ俗人の姿が描かれていることも特徴的である。



報告第5号

令和6年3月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和6年3月高島市議会定例会一般質問において、教育委員会に関する質問があったので質問内容および答弁結果を報告する。

令和6年3月21日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

記

別紙のとおり

令和6年3月高島市議会定例会
一般質問の概要

答弁結果
教育委員会抜粋版

令和6年3月 高島市議会定例会
一般質問通告事項および答弁者一覧表

(会派代表質問)

所 属 氏 名	質 問 事 項	答 弁 者
日本共産党 高島市議団 森脇 徹 議員	子どもも教職員も、豊かに学べる学校で	教育長
みどりの未来 是永 宙 議員	市立図書館、学校図書館の運営について	教育長

(個人質問)

氏 名	質 問 事 項	答 弁 者
山下 巧 議員	市民の力を合わせて盛り上げよう 2025 国スポ・障スポ大会	教育総務部長
板持 文子 議員	未来に希望あるまちづくりになっているか	教育総務部長

森協議員

(質問番号3) 子どもも教職員も、豊かに学べる学校で

- 1 少人数学級の前倒し推進を
 - ① 1学級あたり35人以下の早期実現について
 - ② 特別支援学級の在籍児童生徒が多い場合の支援について
- 2 複式学級編制について
 - ① 小中学校の複式学級編制の現状と改善策について
 - ② 小規模な学校で取り組んでいる特色ある教育活動について
- 3 部活動の地域連携について
 - ① 「高島市部活動の地域移行検討協議会」の運営と現状について
 - ② 「休日の拠点校部活動」のねらいと想定される効果について

教育長答弁

(答) それでは、森協議員の質問番号3のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の1項目目、「1学級あたり35人以下の早期実現について」でございますが、国が定める「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」におきましては、長らく40人学級が標準とされてきましたが、令和3年3月に改正をされ、小学校の学級編制の標準を35人に引き下げることが定められました。現在、国においては、5年間かけて段階的に学級編制の標準を40人から35人に引き下げられているところであり、今年度は小学4年生まで、来年度は小学5年生までが35人学級編制となり、令和7年度には小学校の全学年において35人学級編制となる予定でございます。

滋賀県におきましては、すでに県の独自措置により、36人以上の学級がある小学校には加配措置が行われており、市内の小学校のすべての学年において35人以下の学級編制が実現しております。

また、中学校につきましては、国が定める学級編制の標準は40人でございますが、県独自の加配措置を活用して、市内中学校のすべての学

年において、35人以下の学級を編制しております。

今後におきましても、小中学校ともに35人以下の学級編制に努めてまいります。

次に2項目目の「特別支援学級の在籍児童生徒が多い場合の支援について」でございますが、小中学校の特別支援学級の1学級当たりの在籍者数は8人までと法律で定められております。1学級当たりの在籍者数が6人以上の学級については、令和4年度から「特別支援学級多人数アシスタント」として、県の会計年度任用職員を配置することができる事業が実施をされ、本市においても、この事業を活用し、対象となる学級では、学級担任と特別支援学級多人数アシスタントによる教育活動や個別支援の充実を図っているところであります。また、多様な支援を必要とする教育活動を行う際には、全教職員が協力して支援の充実を図る場合もございます。

次に2点目の1項目目、「小中学校の複式学級編制の現状と改善策について」でございますが、となり合う2つの学年の児童生徒で編制する複式学級につきましては、国が定める編制基準に基づき、2つの学年の合計人数が、小学校では16人以下、小学1年生を含む場合は8人以下、中学校においては8人以下の場合、複式学級を編制することになります。

今年度、市内小学校の4校において、合計6学級の複式学級を編制せざるを得ない状況でありましたが、県の加配措置や校内人事の工夫によりまして、市内の複式学級は3学級となっております。複式の3学級につきましては、国語や算数などの教科については学年ごとに授業が行えるよう、市費負担の非常勤講師を配置して、教育環境の充実を図っているところでございます。

なお、令和6年度につきましては、小学校5校において、合計7学級が複式学級編制の対象となる見込みでありますことから、県への加配要望や市費負担の非常勤講師の配置など、引き続き、複式を改善するための準備をすすめているところであります。

次に2項目目の「小規模な学校で取り組んでいる特色ある教育活動に

ついて」でございますが、小規模校、特に複式学級編制を行っている小学校におきましては、多人数で行うことで効果が得られる音楽や体育などの実技教科や校外学習、社会見学等の体験活動の実施にあたっては、複数の学年あるいは他の小学校と合同で行うなど、集団の中でお互いに認め合い、協力し合いながら学びを深めることができる環境づくりに努めているところであります。

また、市内すべての小中学校において、今年度から取り組み始めております「学校・地域連携カリキュラム」の中で、地域の皆さまのご協力を得ながら、子どもたちの学びや成長につながる学校の特色を生かした小規模校ならではの教育活動の推進を図っているところでございます。

次に3点目の1項目目、「高島市部活動の地域移行検討協議会の運営と現状について」でございますが、令和4年12月にスポーツ庁および文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、現在、全国各地で地域の実態を踏まえた検討がすすめられているところであります。

本市におきましても、市内のスポーツ活動や文化活動の関係団体等から推薦された方々にも委員として参加をしていただき、今年度2回の「高島市部活動の地域移行検討協議会」を開催いたしました。本協議会におきましては、国や県の施策、市内の中学校部活動の状況等を共有し、市内の各種団体の活動状況や中学校部活動における地域連携の在り方等について情報交換を行っているところであります。

次年度も引き続き、本協議会を開催し、国や県の方針や動向を注視しながら、高島市の地域性を踏まえた協議を進めてまいりたいと考えております。

最後に2項目目の「『休日の拠点校部活動』のねらいと想定される効果について」でございますが、この事業につきましては、今年度から滋賀県において拠点校部活動での大会出場が認められるようになったことを受け、基本的には在籍する中学校に希望する種目の部活動がない生徒を対象として、活動の場や各種大会への出場の機会を保障することを

目的に、来年度から実施するものであります。

本事業において期待する成果としましては、1人でも多くの中学生に、希望する種目の練習や大会に参加する機会を保障することにより、技能の向上のみならず、同じ種目を愛する仲間との絆を深め、将来にわたりスポーツに親しむことができる人づくりやまちづくりにつながるものと考えているところでございます。以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

教職員定数などの関係要望は、どのような場で文部科学省等に要請されるのか。

教育長答弁

(答) お答えいたします。

小中学校の学級編制ならびに教職員定数の標準につきましては、法律で定められております。

先ほど初問の答弁でもお答えいたしましたとおり、小中学校ともに、35人以下の学級編制が可能となる教職員の配置、ならびに、複式学級を解消するための教職員の配置につきましては、滋賀県の独自措置もございまして活用できますよう、引き続き、県教育委員会に教職員の加配要望を行いまして、小中学校における教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

休日の拠点校部活動は、令和6年度には、どこの学校にどのような種目で開設される予定なのか。部活動指導員は配置するのか。

教育長答弁

(答) お答えをいたします。

休日の拠点校部活動につきましては、令和6年度中に、今津中学校に、スキー部、安曇川中学校に、軟式野球部とソフトテニス部男子、湖西中学校に剣道部の合計3校で4種目の開設を予定しております。

既に、市内の小学6年生児童とその保護者の方々、中学1年生と2年生に向けまして、説明を済ませたところでございます。

また、これまで、本市のおきましては、ご協力いただける地域の方々に、部活動支援員として、各学校の部活動指導にご支援をいただいております経緯がございます。

全国的に、学校部活動の地域連携が推進されている中で、本市におきましても、令和6年度から、国や県の補助事業を活用しまして、部活動指導員を配置できるよう準備を進めているところでございます。

部活動指導員につきましては、部活動顧問の教員とほぼ同等の役割を担っていただくこととなりますので、その役割をご理解いただいた上で、ご協力いただける人の人材確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、拠点校部活動の開設にあたりましては、部活動指導員にも指導にあたっていただくことを想定しておりまして、部活動の指導体制の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

是永議員

(質問番号2) 市立図書館、学校図書館の運営について

- 1 市立図書館をより多くの市民が利用するための取り組みについて
- 2 「『これからの図書館の在り方検討協力者会議』これまでの議論の概要」を受けての取り組みについて
- 3 長期的な目標を示す計画を策定することについて
- 4 学校図書館の充実のための具体的な方策について
- 5 学校司書の役割や効果について

教育長答弁

(答) それでは、是永議員の質問番号2のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の「市立図書館をより多くの市民に利用していただくための取り組みについて」であります。市立図書館では、市民の皆さまのニーズにお応えできるよう、多様な資料の収集や提供に努め、市内のどの図書館においても、本を借りたり、返却したりしていただくことができる体制を整えているところであります。

また、市立図書館をご利用いただいたことがない方に図書館サービスを知っていただけるよう、公民館講座等に関連図書を持った職員が参加し、貸し出しを行うなど、図書館の利用をPRしております。

さらには、ブックスタート事業や市内小学校への訪問貸出をはじめ、乳幼児から高校生までを対象に図書館だよりを配布するなど、子どもの読書活動を支援し、将来に渡って図書館をご利用いただけるよう、読書活動推進の取り組みを行っているところであります。

次に2点目の「『これからの図書館の在り方検討協力者会議』これまでの議論の概要」を受けての取り組みについてであります。これまでから、社会教育施設である図書館が、地域交流の拠点となることを目的として、図書館を会場にした講座や教室を開催するとともに、来場された方へ、関連図書を紹介し貸出する、といった本と人をつなげる事業を行ってきたところであります。

議員仰せの、図書館が核となって地域の振興・活性化を図り、人と人がつながる交流の拠点になるような取り組みにつきましては、今後も引き続きまして、図書館法の目的、定義と照らし合わせながら、図書館利用の促進と地域の活性化に資するよう、調査・研究をすすめてまいりたいと考えております。

次に3点目の「長期的な目標を示す計画を策定することについて」ですが、図書館の主な役割は、幅広く資料を収集、整理、保存し、客観的で役に立つ情報をより多くの市民の皆さまに提供していくことであるとと考えております。

現在、本市におきましては、長期的な視野に立った第2次高島市総合計画後期基本計画や第2期高島市教育大綱の中で、市立図書館における目標や取り組みを掲げているところであり、毎年度、高島市教育大綱に基づき、市立図書館運営方針を定め、具体的な図書館事業の推進に努めているところでもあります。

議員ご指摘の長期的な目標を示す計画の策定につきましては、今後、県立図書館や学校図書館等との連携も図りながら、調査・研究をしてみたいと考えております。

次に4点目の「学校図書館の充実のための具体的な方策について」ですが、市内すべての小中学校に設置しております学校図書館は、主に授業中の調べ学習や昼休みの読書に親しむ場所として、児童生徒が利用しているところであります。

学校図書館の運営につきまして、各学校の担当教員が中心となり、読書への関心を高めるため、児童会や生徒会活動の一環として、児童生徒が主体となって読書活動の推進に取り組んだり、地域学校協働活動の中で学校ボランティアの方々に児童生徒にとって魅力的で使いやすい環境づくりにご支援いただいたりするなど、学校ごとに工夫を凝らして利用促進に努めているところであります。

また、市立図書館には、多くの蔵書がそろっておりますことから、学校への訪問貸出や団体貸出を活用したり、市立図書館発行のお便りや新

刊本のお知らせを学校から配付したりするなど、児童生徒の読書活動の推進を図っているところでもございます。

今後も、子どもの時期からの読書習慣の定着のため、図書整備や運営体制のより一層の充実を図り、魅力ある学校図書館づくりに努めてまいりたいと考えております。

最後に5点目の「学校司書の役割や効果について」でございますが、本市におきましては、これまで児童生徒が主体となった活動による学校図書館の運営や学校ボランティアの方々のご支援による読書環境づくりを推進してきており、学校司書は配置しておりませんでした。令和6年度から2名の学校司書を任用し、小中学校へ派遣できるよう、当初予算に予算計上しているところでございます。

学校司書につきましては、各学校でこれまでに取り組まれてきた学校図書館の運営体制を大切にしつつ、蔵書管理や書架の整理、学習支援など、学校ボランティアの方々とは協力して教職員をサポートするとともに、県立図書館や市立図書館等とのより一層の連携強化を図る役割を担っていただき、これらの取り組みを通して、児童生徒の読書への関心が高まり、読書習慣の定着につながるものと期待しているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

市民の地域課題の解決を支援するためには、地域の事業者およびNPOへの情報提供や連携、市民へのPRが重要と考えるが、どうか。

教育長答弁

(答) お答えいたします。

これまでから、市立図書館を多くの市民の方々に利用していただけるよう、「広報たかしま」に、毎月「そうだ、図書館に行こう」のコラムを

連載するとともに、令和6年1月号では、見開き4ページを使いまして、図書館に関する特集を掲載したり、ホームページを活用したりするなど、タイムリーな情報提供やPRに努めているところでございます。

議員仰せの地域課題を含む様々な課題に関する調査研究への支援といたしましては、多様な課題に関する資料の収集と提供に努めますとともに、広く情報提供やPRをしていくことは、図書館利用の促進、地域の活性化に資することでもあり、重要であると考えております。

今後も引き続き、広報紙をはじめ、ホームページやSNSなど、あらゆる媒体も活用しながら、積極的に情報提供やPRに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

(岡山県真庭市) 先進地の事例を参考に、各図書館・図書室独自の取り組みをすることについてどう考えるか。

教育長答弁

(答) お答えいたします。

各図書館、図書室での独自の取り組みについてでございますが、高島市立図書館資料収集指針に基づきまして、各館ごとに、地域に即した資料の収集に努めているところであります。

また、すべての館に司書を配置しており、創意工夫を重ねながら、特集コーナーの設置や、ボランティアの方々と協働した「おはなし会」などのイベントも開催しているところであります。

今後も引き続きまして、地域の方々からのご理解やご協力をいただき、他市の事例も参考にしながら、それぞれの地域性も持ち合わせた、魅力ある図書館運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

地域コミュニティの場づくりとして、市民に開かれ、市民とともに創る図書館を目指すのはどうか。

教育長答弁

(答) お答えいたします。

図書館運営にあたりましては、地域ボランティアや市民団体の方々のご協力を得ながら、魅力ある図書館づくりに取り組むことは、大切なことであると考えております。

特に、本市の今津と安曇川以外の4つの地域館は、いずれも公民館との複合あるいは隣接した施設でありますことから、地域コミュニティの場として活用することで、地域の活性化につながるのではないかと考えているところであります。

初問でもご答弁いたしましたが、今後も引き続きまして、図書館法の目的や定義と照らし合わせながら、図書館利用の促進と地域の活性化に資するよう、調査・研究をすすめてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【担当：教育総務部 図書館】

【担当：教育指導部 学校教育課】

山下議員

(質問番号2) 市民の力を合わせて盛り上げよう 2025国スポ・障スポ大会

- 1 ボランティア募集人数および応募状況について
- 2 リハーサル大会でのボランティア活動について
- 3 開催前イベントの実施状況について
- 4 今後の開催前イベントの予定について
- 5 市インスタグラムイメージキャラクターの3次元化について
- 6 3次元化されたキャラクターの活用方法について

教育総務部長答弁

(答) それでは、山下議員の質問番号2のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「ボランティア募集人数および応募状況について」ですが、ボランティアにつきましては、実行委員会でボランティア募集要項を定め、昨年の10月から令和7年5月30日までを募集期間とし、個人または団体での参加をお願いしているところであります。

ボランティアの募集人数であります、国スポ本大会では、特別競技を含む4競技で100名を目標に募集を進めているところであります。

また、ボランティアの応募状況としましては、2月末時点で14名の方々から応募をいただいている状況であります。

全国から本市を訪れる選手や関係者の方々をおもてなしの心で迎えるとともに、大会を成功に導くためには、多くの市民の方々に参加いただくことが必要でありますことから、今後も引き続き、ホームページやSNS、広報誌、イベントなどあらゆる機会をとらえ、啓発・募集活動を進めてまいります。

次に、2点目の「リハーサル大会でのボランティア活動について」ですが、実行委員会で策定しましたボランティア募集要項では、国スポ本大会とリハーサル大会を対象に募集を行っており、本大会に向けて、活動内容の確認および市民の方々の気運醸成を図るため、リハーサ

ル大会までに応募していただきました方々には、リハーサル大会にもボランティアとして参加していただけるようお願いさせていただきたいと考えております。

次に、3点目の「開催前イベントの実施状況について」であります。多くの市民の方々に大会への関心を持っていただくため、昨年1月の大会開催1000日前から100日ごとに啓発イベントを開催しており、先月には、大会開催600日前イベントを開催しました。

各イベントの参加者数は、市内店舗で開催しました1000日前イベント、900日前イベント、800日前イベントには、それぞれ、100人、260人、320人の参加をいただきました。また、今津総合運動公園サンルーフ今津で、びわこ成蹊スポーツ大学主催のびわスポキッズフェスティバルと同時開催しました700日前イベントには290人、先月、市内店舗で開催しました600日前イベントには340人の方々に参加をいただき、会場やイベント内容等により、比較は難しいところもありますが、イベントに来ていただく方や、立ち寄っていただく方は、増えてきているように感じております。

また、イベントでは、参加者へアンケートにご協力をいただいておりますが、2025年に滋賀県で国スポ・障スポが開催されること、高島市での開催競技を知っておられる方は、少しずつ増えてきており、今後もイベントだけではなく、広報誌やホームページ、SNS等、大会に対する市民の方々の関心や参加意欲を高める広報活動に積極的に取り組んでまいります。

次に、4点目の「今後の開催前イベントの予定について」であります。大会まで引き続き、100日前ごとに啓発イベントを開催していきたいと考えております。

現在の開催予定ですが、5月26日（日）に、マキノ地域でデモンストラーションスポーツのリハーサル大会を開催させていただき、500日前イベントとして、会場で啓発活動を行う予定をしております。

その後、8月には400日前イベント、来年3月には200日前イベ

ントを開催する予定をしておりますが、場所や内容につきましては、現在、検討しているところであります。

なお、12月1日（日）には、今津総合運動公園サンルーフ今津で、一昨年から開催しております、びわこ成蹊スポーツ大学主催のびわスポキッズフェスティバルと300日前イベントを合同開催する予定をしております。

また、来年6月頃に100日前イベントを開催する予定であり、本大会前最後の啓発イベントともなりますので、内容等につきましては、今後、実行委員会で検討してまいります。

集客目標人数は、会場やイベント内容等により、目標人数の設定は難しいところですが、出来るだけ多くの方に参加していただけるよう、様々な広報媒体を活用し、イベント開催の周知を図ってまいります。

さらには、実行委員会主催イベントだけでなく、関係団体等と連携を図りながら、様々なイベント等でも広報啓発を図ってまいります。

次に、5点目の「市インスタグラムイメージキャラクターの3次元化について」であります。現在、実行委員会で策定しました、広報基本計画に基づき、県大会マスコットキャラクターである、キャプフィーおよびチャップフィーと一緒に、市インスタグラムイメージキャラクターである、たかPとしまKを啓発品や印刷物等で積極的に活用し、国スポ・障スポ大会の広報啓発活動を行っております。

しかし、今年開催のリハーサル大会および来年開催の本大会に向けましては、当該キャラクターを3次元化し、国スポ・障スポ大会の啓発に留まらず、例えば、市内の観光スポットの紹介等においても、関係機関等と連携を図りながら、様々な場面で活用していきたいと考えています。その際には、SNS等による情報発信を併せて行い、大会への気運を醸成するだけでなく、高島市の魅力を全国に発信し、市全体の活性化に繋がるよう貢献していきたいと考えております。

なお、3次元化に要する経費につきましては、令和6年度当初予算案において実行委員会への負担金として計上しているところであります。

最後に、6点目の「3次元化されたキャラクターの活用方法について」であります。当初予算案がご議決いただけましたら、早々に制作発注し、競技紹介等、様々な場面で積極的に活用し、SNS等にて情報発信を行うことで、市民の方々への周知を図り、大会への気運を高めていきたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

国スポのリハーサル大会は日時が決定し、準備が着々と進められているが、障スポ競技については、どのようなスケジュールになっているのか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

障スポのリハーサル大会につきましては、令和7年5月24日(土)と25日(日)に県内各所で開催され、高島市開催競技であるソフトボールにつきましては、今津総合運動公園で5月25日(日)の開催予定となっております。

以上でございます。

(再質問)

実行委員会主催イベントだけではなく、関係団体等と連携を図りながら、様々なイベント等でも広報啓発活動を図るということだが、具体的にどのようなものなのか。今年度の実績等も含めて検討されるのであろうが、スペシャルスポーツの広場やこども園や学校での体験教室・授業などが候補となるのか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

今年度に市実行委員会主催イベント以外で、広報啓発活動を行いました活動といたしましては、スペシャルスポーツの広場、スペシャルオリンピックスのボッチャコーチクリニック、今津総合運動公園のひばり感謝祭での啓発やこども園での花育て教室、小学校での体験教室などを行いました。

今後も引き続き、関係団体等と連携を図りながら、様々なイベント等でも広報啓発活動を行い、市民の方々への周知を図り、大会への気運を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

【担当：教育総務部 国スポ・障スポ大会推進課】

板持文子議員

(質問番号 1) 未来に希望あるまちづくりになっているか

- 5 公共施設の再編に市民の意見が反映されているか
- 6 再編の理念を確立とはどのようなものか、また将来のまちづくりのあり方をイメージした検討は、どこの部署が担っているのか
- 7 稼げるにぎわいゾーンを創出するための計画はあるのか、またコーディネートを考える場や機会はあるのか
- 8 公共施設再編計画に、官民が一体となって協議できる場を作ってはどうか
- 9 高島市民会館の利用状況と稼働率を上げるための施策について

総務部長答弁

(答) それでは、私の方から板持議員のご質問のうち、5点目から8点目までのご質問にお答えいたします。

まず5点目の「公共施設の再編において、市民の意見が反映されているのか」についてであります。現在、計画的に進めております公共施設の再編におきましては、平成27年3月に「高島市の公共施設等総合管理計画」を策定し、令和26年度までの30年間で、公共施設の総延床面積の50%の削減を目標に掲げ、その後、平成29年9月には「高島市の公共施設再編計画」を定め、個別具体的な公共施設の評価と再編の方向をお示し、社会情勢の変化や市民のニーズなどに対応しつつ再編への取り組みを進めているところでございます。

これら計画策定に際しましては、市民で構成する高島市行財政改革委員会に広く意見を求めるとともに、再編の実施につきましても、再編方針や再編時期などの具体的な内容に加え、施設の利用状況など客観的なデータを提示するなどして、市民をはじめ施設利用者などの関係者の皆様へ丁寧に説明を行っており、一定のご理解をいただきながら進めてきたところです。

今後においても、市民や関係者の皆様のご理解をいただくことは重要

であると考えておりますことから、引き続き丁寧な説明に努め、ご意見を賜りながら進めてまいります。

次に6点目の「高島市公共施設再編計画にある再編理念の確立とはどのようなものか、また、将来のまちづくりのあり方をイメージした検討は、どこの部署が担っているのか」についてであります。公共施設再編の理念とは、すなわち再編の根本的な考え方ではありますが、公共施設の保有量が県内他市と比べても極めて多く、施設の老朽化が進む中で、今後これらの施設を全て維持管理、更新していくことが財政的に困難であることから、公共施設の保有量を適正な保有量に縮減させることで、社会保障関連経費や子育て支援の拡充等、高島市にとって真に必要なサービス等への財源を確保し、持続可能な高島市の実現を目指すということが再編の根本的な考え方であり、再編理念の確立は、そうした考え方を前提として再編の検討を行なうというものであります。

ご質問の将来のまちづくりのあり方をイメージした検討につきましては、ただ今申し上げました理念を基に、施設のそれぞれの所管部署が、各公共施設のもつ役割や種類、機能などを十分に考慮する中で検討することが基本となりますが、その他にも庁内の部長級で構成しております、行財政改革推進本部会議において、取組状況の確認や情報共有を行う中で、施設の複合化・集約化を含め、部局横断的に再編への取組みを進めているところです。

次に7点目の「公共施設の集約化、複合化により、地域コミュニティの核となる施設、稼げるにぎわいゾーンを創出するための計画はあるのか。また、コーディネートを考える場や機会はあるのか」について、および8点目の「公共施設再編計画に、官民が一緒になって協議できる場をつくってはどうか」とのご質問につきまして、まず、公共施設再編計画におきましては、ご質問の公共施設の集約化、複合化による稼げるにぎわいゾーンを創出するための具体的な計画はございません。

また、公共施設の再編につきましては、例えば国庫補助金返還の問題や施設利用者等との合意形成その他それぞれの施設毎に抱える様々な

問題を解決して、初めて具体化できるものでありますことから、協議の場以前にまずはそうした問題をクリアしていくことが先決の課題であるものと認識し議論を進めているところであります。

以上、私からの答弁といたします。

教育総務部長答弁

(答) 板持議員の9点目のご質問にお答えいたします。

「高島市民会館の利用状況と稼働率を上げるための施策について」でありますが、文化ホールでは、市内3館のそれぞれの特性を活かし、市民の皆様が芸術文化に触れることができるコンサートや発表会などを開催しております。

高島市民会館は近江今津駅にも近く、約1,000人を収容できる市内で最も大きなホールを有しており、市の主催事業、貸館事業のうち、多くの来館者、集客が見込まれる文化公演や音楽祭、講演会などの催し物や20歳のつどいなどの大きな式典を開催いたしております。

ここ数年はコロナ禍により、活動が制限され、利用者数や稼働率は落ち込んでおりましたが、本年度は回復傾向にあり、コロナ禍前の状態に戻りつつあります。

市内で最も多くの人員を収容可能なホールでありますので、利用数や稼働率向上のため、市外からも利用していただけるように、引き続き、市のホームページやSNS等を通して広く情報発信するとともに、これまでの傾向として、市民の参画と協働によるイベントの利用者数が多いことから、今後もこれらの市民参加型の事業を継続して支援してまいります。

併せまして、市民団体やホールサポーターが持つておられる知識や経験、アイデアを生かした提案事業などを通して、催し物の活性化を図ることにより、多くの方々に施設を利用していただき、芸術文化に親しんでいただける施設となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

さらに利便性を高め稼げる施設としての再編施策も必要と感じるが、企画コンペなどで市民会館の在り方を募集してはどうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

初問の7点目で、総務部長がお答えいたしましたが、高島市民会館につきましても、公共施設再編計画におきまして、集約化、複合化により、稼げる施設としての再編にかかる具体的な計画は、現在のところございません。

高島市民会館の在り方につきましては、これまでから、市民の皆様からご提案いただき、参加していただく事業も行っているところであります。

引き続きまして、市民団体の方やホールサポーターの方々などのご意見も頂きながら、多くの方に施設を利用していただき、芸術文化に親しんでいただけるように努めてまいります。

以上でございます。

【担当：総務部 行政管理課】

【担当：教育総務部 市民会館】